

C1 2022 MOTEGI Regulations

2022/7/16 暫定版

調整中箇所は、赤字にて記載



目次

C1 2022 競技規定	3
C1 2022 車両規定	13

C1 2022 競技規定

第1条 大会

大会名称は、C1 2022 MOTEGI(以下、「C1 2022」)とする。C1 2022は、国際自動車連盟(以下、「FIA」)の2022年国際モータースポーツ競技規則およびその付則に準拠した、2022年一般社団法人日本自動車連盟(以下、「JAF」)国内競技規則・国内競技車両規則およびその細則、C1株式会社(以下、「C1(株)」)が発行するC1 2022競技規定・C1 2022車両規定、モビリティリゾートもてぎ四輪一般競技規則書に従って開催される。

第2条 競技種目および格式

1. 種目：四輪自動車によるレース
2. 格式：JAF公認 国内競技

第3条 組織

1. C1 2022は、C1(株)の主幹により運営される。オーガナイザーはJAF公認のもと、大会名称を付したレースを組織、開催する。大会の組織委員会、審査委員会、競技役員は、**第5条**にて公示される。
2. C1(株)は大会として統一性維持およびオーガナイザーの競技役員に協力する目的で「レースディレクター」「テクニカルディレクター」を各大会に派遣する場合がある。
 - 1) レースディレクターは競技長と協議しながら役務を遂行する。レースディレクターの役務は、大会期間中に発生した違反行為の判定に関して、独自の判断に基づく提言を競技長に行い、大会における競技運営および判定基準の平準化を図るものとする。
 - 2) テクニカルディレクターは競技長、レースディレクターおよび技術委員長と協議をしながら役務を遂行する。テクニカルディレクターの役務は、大会期間中に発生したC1 2022車両規定の判定・解釈に関して、独自の判断に基づく提言を技術委員長に行い、大会における競技運営および判定基準の平準化を図るものとする。
 - 3) ただし、レース運営や判定に関する最終的な判定を下す権限を競技長および技術委員長に移譲する。

第4条 オーガナイザー

1. C1株式会社
代表取締役：林 佑樹
住所：千葉県柏市若柴178番地4柏の葉キャンパス148街区2 ショップ&オフィス棟6F
電話：0471-14-2985
2. ホンダモビリティランド株式会社
取締役社長：田中 薫
住所：栃木県芳賀郡茂木町松山120番地1
電話：0285-64-0200
3. エムオースポーツクラブ(M.O.S.C.)
会長：高谷 克実
住所：栃木県芳賀郡茂木町松山120番地1
電話：0285-64-0202

第5条 競技役員

1. 競技長：(調整中)
2. 組織委員会
組織委員長：(調整中)
組織委員：(調整中)
3. 審査委員会
審査委員長：(調整中)
審査委員：(調整中)

4. その他の役員は大会プログラムもしくは公式通知に示す。

第6条 規則の熟知と遵守

1. 参加者はレースの諸規則を熟知し、これを遵守すると共に、オーガナイザーおよび競技役員の指示に従う義務を負うものとする。
2. 参加者は秩序ある行動をとること。そして相互に、また競技役員を含む全ての関係者に対して攻撃的または侮辱的な行動をとることは厳に慎まなければならない。暴言を発する行為や威嚇的な振る舞いを行い、この条項に違反した場合は訓戒から失格までの罰則が与えられる。

第7条 開催日程

2022年12月11日(日)

書類検査、フリーフィング、走行前車両検査、フリー走行、公式予選、決勝レース、走行後車両検査、入賞車両検査

※時刻、車両検査場所については公式通知に示す。

参加者数が一定数を下回る場合は、開催日程が短縮となる場合がある。その際は第48条にて定めた公式通知にて公示する。

第8条 開催場所

1. 名称：モビリティリゾートもてぎ ロードコース
2. 所在地：栃木県芳賀郡茂木町桧山120番地1
3. TEL：0285-64-0200 / FAX：0285-64-0209
4. コース長さ：4.801379km
5. 周回方向：右回り

第9条 クラス構成

C1 2022は、下記のクラスで構成される。

- 1) C2：車両製造コスト(ベース車両費+改造費)10百万円(税込)以下のカスタムカークラス
- 2) C3：車両製造コスト(ベース車両費+改造費)5百万円(税込)以下のカスタムカークラス
- 3) C4：車両製造コスト(ベース車両費+改造費)1百万円(税込)以下のカスタムカークラス

第10条 競技の追加・変更、延期または中止

1. 開催種目は、追加・変更される場合がある。追加・変更された場合は第48条にて定めた公式通知にて公示する。
2. 参加者数が一定数を下回る場合は、大会が短縮・延期または中止される場合がある。短縮・延期・中止される場合は第48条にて定めた公式通知にて公示する。

第11条 参加者の資格

1. 参加者は、大会期間中有効なJAF競技参加者許可証の所持者でなければならない。但し、ドライバーが参加者を兼任する場合は、下記の資格を満足していなければならない。
2. 参加者は、参加者自身を含むチームのドライバー、ピットクルー、ゲスト等の行動に責任を持たなければならない。

第12条 ドライバーの参加資格・装備品

1. 参加資格
 - 1) 日本の普通自動車以上の運転免許証、またはそれに相当する外国の免許証所有者。
 - 2) 大会期間中に有効なJAF国内競技運転者許可証A以上の所持者。もしくはJAF以外のASN発給の同様ライセンス所持者。ただし、その場合は、FIA国際モータースポーツ競技規則に定められた海外レース出場申請が済んでいること。
 - 3) 出場車両のパワーウェイトレシオに基づき、下表の競技運転者許可証を所持していること。

パワーウェイトレシオ(kg/hp)	必要なドライバーライセンス
1 以下	国際 A 以上
1 超 2 以下	国際 B 以上
2 超 3 以下	国際 C 以上
3 超	国内 A 以上

- 4) C1公式ウェブサイトでのドライバー登録が済んでいること。
- 5) プリーフィング内にてC1(株)が実施する安全講習へ出席し、講習内容の十分な理解ができていること。国内Aライセンスドライバーへは、特に理解度を確認する。
- 6) レース初参加のドライバーは、レース当日迄に3時間以上の走行証明を提出すること。また、満18歳未満のドライバーは、親権者による競技参加出場の承諾を必要とし、参加に関する誓約書(参加申込書)に署名・捺印がなければならない。

2. 装備品

JAF国内競技車両規則第4編「レース競技に参加するドライバーの装備品に関する細則」に従い装備品を整えること。ただし、バイザー付のフルフェイス型ヘルメット、耐火炎アンダーウェアの着用を義務付ける。またクール・アンダーウェアを使用する場合は、FIA国際モータースポーツ競技規則附則L項に従い、着用すること。

第13条 参加車両

参加車両は、C1 2022 車両規定に合致したものでなければならない。

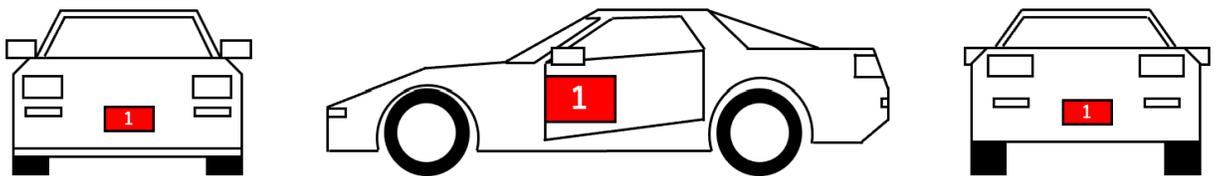
第14条 ゼッケン番号

1. C1公式ウェブサイトでのエントリー後、エントリーフィー入金完了順に、希望の1桁-3桁のゼッケン番号を取得する。取得後、参加者当事者間での合意及びC1(株)の承認に基づき、番号の交換をすることができる。
2. ゼッケン(ゼッケン番号およびゼッケンベースが一体のもの)は、C1(株)支給のものを使用し、参照図 ゼッケン位置の通りの位置および角度で貼付しなくてはならず、その他の場所には貼付しないこと。

ゼッケンの下地色は、出場クラスに関わらず、車両製造コストにより以下の通りとする。

- 1) 車両製造コスト(ベース車両費+改造費)が5百万円(税込)超、10百万円(税込)以下：黄
- 2) 車両製造コスト(ベース車両費+改造費)が1百万円(税込)超、5百万円(税込)以下：赤
- 3) 車両製造コスト(ベース車両費+改造費)が1百万円(税込)以下：青

参照図 **ゼッケン位置**



フロント：フロントナンバープレートに対し、アルミプレートを共締め

サイド：左右のドアに対し、各1枚ゼッケンを貼付 W450mm×H300mm

リア：リアナンバープレートに対し、アルミプレートを封印側はテープ固定、もう一方は共締め

支給されたゼッケンへの装飾等の加工は不可とする。参加者に支給するゼッケンは原則として1セットまでとする。それ以上の枚数が必要となった場合、C1(株)にその旨申し出を行い、必要と認められた場合に限り、そのゼッケン費用の支払を条件として配布される。

第15条 抗議権

1. 抗議権は、競技参加者のみが有するものとする。
2. 抗議は、JAFが規定する抗議料を添えて、「JAF国内競技規則12 抗議」に定められる手続きにて行わなければならない。
3. 無根拠や邪意による抗議を行ったと判断された場合、抗議料の没収や罰則を課される場合がある。

第16条 違反行為

C1 2022では参加車両の多様性を担保しつつ安全性を最大限確保するという観点から、下記違反行為が認められた場合、参加者は即時、競技参加資格を失い、当該大会の以降の競技には参加できないこととする。

1. サーキットにおけるドライブ行為の規律

ドライバーはFIA国際モータースポーツ競技規則付則L項第4章「サーキットにおけるドライブ行為の規律」、当該大会に有効な安全規定およびそれに準ずる規定を遵守しなければならない。競技役員からこの条項の違反行為と判断されたドライバーは、C1(株)によりC1公式ウェブサイトにて違反内容が公示される。

例示的に、下記のような内容は違反・失格の対象となる。

違反内容	主な事例
旗信号無視	D ボード無視/黄旗区間/SC 中の追越・スピン等
他車への衝突行為	他車を巻き込む行為 ただし、故意ではなく、衝突された他車が順位を落とすこともなかった場合は対象外とする場合がある 対象外とするか否かの判断は、競技長が行う
走路外追越	走路外からの追越行為 ただし、故意ではなく、直後に追い越したポジションを戻す等 相応の対応を取ったとみなせる場合は対象外とする場合がある 対象外とするか否かの判断は、競技長が行う
安全確認不足	コース外から復帰時安全確認不足

2. 車両規定違反

参加者はC1 2022車両規定、該当するJAF国内競技車両規則を順守しなければならない。競技役員からこの条項の違反行為と判断された参加者は、C1(株)によりC1公式ウェブサイトにて違反内容が公示される。またC1(株)が行う車両検査により、違反行為と判断した場合も同様に違反内容が公示される。

第17条 特定広告の拒否

参加者は、参加者自身による特定の広告が拒否される場合があることをあらかじめ承知していなければならない。

第18条 エントリー

1. エントリー方法

C1公式ウェブサイトにて行うこと。

2. エントリー先、問合せ先

C1公式ウェブサイトチームエントリーページ：https://www.c1race.com/team_entry/

問合せ用メールアドレス：info@c1race.com

3. エントリー受付期間

2022年2月1日(火)～2022年6月12日(日)

第19条 エントリーフィー

C2：¥300,000-(税込)

C3：¥150,000-(税込)

C4：¥80,000-(税込)

エントリー受付期間終了後も、エントリーフィー増額の条件で、エントリーを受け付ける場合がある。詳しくは、C1公式ウェブサイトにて公示される。

第20条 車両の改造申請・承認

1. 車両の全改造内容、コスト等、別掲「パーツコストリスト」の内容を、C1(株)へ申請し、C1(株)より承認を受けること。
2. 参加者は、2022年11月11日(金)までに、C1(株)の改造承認取得を完了していること。
3. 参加者提出の車検証および改造情報は、個人情報等を伏せた上で、C1公式ウェブサイトにて2022年11月27日(日)に公開する。

第21条 ドライバーの申請・承認

各参加者は、第12条の条件を満たすドライバーをC1(株)へ申請し、2022年11月27日(日)までに承認を受けること。その情報は、C1公式ウェブサイトにて順次公開する。

第22条 書類検査

- 参加申し込みが正式に受理された参加者には、選手受付場所で、氏名登録されたドライバー、ピットクルーなどのクレデンシヤルおよびピットサインマンの腕章など身分証明書が**正式受理通知書と引き換えに交付される**。
- 参加受付時に下記書類を提示もしくは提出しなければならない。
 - 1) 正式受理通知書
 - 2) 競技参加者許可証
 - 3) 競技運転者許可証
 - 4) 運転免許証
 - 5) 外国籍ドライバーは所属するASNの出場証明書等の書類

第23条 ブリーフィング

参加者代表、ドライバーはブリーフィングに出席しなければならない。なお、ブリーフィングをWEB方式で実施する場合がある。その場合は視聴方法等の詳細を公式通知に示す。

第24条 フリー走行

- 各クラス別にフリー走行を実施する。
- フリー走行を2組以上に分けて行う場合、パワーウェイトレシオの小さい順にC1(株)が組分けを行う。公示はC1公式ウェブサイトにて行う。
- 登録されたドライバー以外の走行は認められない。

第25条 公式予選

- 組分け方法
 - 1) 各クラス別に公式予選を実施する。各クラス毎に、予選走行組数上限を定める。
 - 2) 公式予選を2組以上に分けて行う場合、フリー走行のベストタイムの順で組分けを行う。同じ走行組にて、最上位ベストタイムに115%を乗じたタイムに満たない場合は、一つ下位の組での走行となる。予選走行組数上限に達し、最下位の組の最上位ベストタイムに115%を乗じたタイムに満たない場合は、予選に出場することができない。
- 組分けされた場合における決勝レースのスターティンググリッドの決定方法
 - 1) 決勝レースのスターティンググリッドは、各クラス別に構成される。
 - 2) 各クラスの決勝グリッドは、クラスごとに各組予選1位のタイムを比較し、より早い組をポールポジションとし、交互に振り分けを行う。決勝グリッドが各組で均一に割り当てられない場合、最終グリッドは各組の予選タイムで1位と当該順位の予選タイムを比較しタイム差が少ないドライバーに与えられる。
- 赤旗中断の場合は、各自のピットまたは作業エリアにて待機のこと

第26条 公式予選 通過基準

- 公式予選最上位タイムの115%を乗じたものを公式予選通過基準タイムとする。
- 予選タイム上位から順に最大出走台数の45台までを予選通過とする。
- 天候等による不可抗力の場合は、大会審査委員会の決定によるものとする。

第27条 レース距離及び最大決勝出走台数

- レース距離

クラス	LAP	レース距離(km)
C2	10(7)	48.010
C3	8(6)	38.408
C4	6(4)	28.806

()内は完走周回数：75%(小数点以下切り捨て)

2. 最大決勝出走台数：45台

第28条 決勝レース

スタート方式は 2×2配列グリッドのスタンディング・スタートとする。

※下記のスタート方法は、天候その他の事由により変更する場合がある。

1. 3分前ボード表示
ドライバーは車両にて待機し、競技役員を除く全ての者はコース上から退去する。
2. 1分前ボード表示
ドライバーは車室内に着座したままエンジンを始動する。
3. スターターからの緑色旗の振動
競技車両はスターティンググリッドの隊列を保ちながらポールポジション車両のペースによってフォーメーションラップを開始する。
4. フォーメーションラップ中の追い越しは許されない。また、スタート練習や著しく隊列を乱してはならない。
隊列を乱した場合にはペナルティを科せられる。
5. フォーメーションラップの際に、スタートに出遅れた車両およびフォーメーションラップ途中で正しい位置が保てなかった車両は最後尾スタートとする。(当該車両の当初のグリッドは空けておく)
6. 車両がスターティンググリッドに戻ったら、それぞれのグリッド位置にエンジンをかけたまま停車する。
7. 全ての車両が停車したらスターターは赤ランプ 5 秒前を表示する。
8. 上記7の表示 5 秒後にスターターはグリッドの静止状態を確かめて赤ランプを点灯する。
9. 通常、赤ランプ点灯後 2 秒以上 3 秒以内に赤ランプが消灯し、レースがスタートする。

第29条 セーフティカー

競技長は、レースを非競技化する為に状況に応じてセーフティカーを導入する場合がある。セーフティカーの運用方法については、FIA国際競技規則付則H項に準ずるが、**C1 2022ではコース上に停止車両が存在する場合は、即時セーフティカーを導入することとする。**セーフティカーは原則として先頭車両がその後方につき活動するが、一度捉えた先頭車両がピットイン(リタイヤ)した場合は、セーフティカーの直後を走行している車両を先頭車両と見做し、レースを再スタートさせる。尚、再スタートラインはコントロールラインとする。セーフティカー出動中の走行周回数は、レース周回数としてカウントする。

第30条 事故対応

1. セーフティカーが出動中の走行周回数が3周を超える場合は、赤旗中断、セーフティカー出動時の順位にて再スタートとする。また、赤旗中断中の燃料、その他の動力源の補給は可とする。3周のセーフティカーランで、レース成立周回に達する場合は、赤旗中断せず、そのままセーフティカー周回を続ける
2. 車両トラブルにより事故を発生させた際には、原因をC1(株)へ報告しなければならない。報告を、C1公式サイトに掲載のフォームにて作成し、C1(株)へメール送付のこと。
3. 事故現場付近に存在した車両のチームに対し、原因究明・再発防止策策定の為、データロガーやドライブレコーダーのデータ提出を求める場合がある。

第31条 レースの中断

1. 赤旗によるレース中断の合図が出されたら、追い越しは禁止される。又、全ての車両の作業は禁止される。全車は、赤旗ライン後方のグリッドまで進み、先頭車両の位置に関わらずスタaggerドフォーメーションで停止しなければならない。なお、レース再開時のグリッドは、赤旗ラインに停止した順を基本とする。
2. コース閉鎖に伴いグリッドに戻る事が出来ない車両が生じた場合、その車両は赤旗解除後にそれまでの順でグリッドに戻ることが出来る。レース再開時のグリッドは審査委員会の承認のもと、レースが中断される最終のコントロールライン通過順(赤旗提示1周回前)に配列される。
3. レース中断中計時システムは停止せず、レース時間は継続する(周回数カウントも継続する)。
4. レース中断中は、全ての作業は禁止される。グリッド上には競技役員のみが立ち入りを認められ、競技長の指示があった場合のみ登録されたピットクルーの立ち入りが認められる。

第32条 レースの再開

1. レースの中断は短時間に留め、再開時刻の決定がなされると直ちに全ての関係者に通達される。
2. レースの再開が決定されたら、5分前の合図より、スタート進行が開始される
3. 再スタートの先導車であるセーフティカーは、赤旗ラインの先頭車両ではなく、レースが中断される。前の順位の先頭車両前方に配置される。その後、競技役員の誘導によりレースが中断される。前の順位の先頭車両より前にいる車両はエンジンを始動し、他車を追い越すことなくコースを1周して再スタートの隊列の後尾に着かなければならない。
4. 赤旗提示前にファストレーンにいた車両およびエンジン始動以外の作業を伴わずにファストレーンへ出られる車両は、3分前の合図が出された時点でピット出口に整列できた車両のみピット出口待機順に前項3.による隊列の後尾につく事が認められる。なお、レース再開の手順は競技長の裁量により変更することができる。
5. 再スタートはスタートタワーのグリーンシグナルを合図にセーフティカー先導にて再開される。この周回の間は、FIA国際競技規則付則H項第2章10. セーフティカー運用手順2,10,15、2,10,16、2,10,17、および2,10,18、が適用される。
6. レースが再開できなかった場合は、中断の合図が出された周回の1つ前の周回が終了した時点の結果が採用される。

第33条 レースの終了及び順位認定

1. レース終了
 - 1) 先頭車両が規定の周回数を完走し終わった時点で、コントロールライン上でチェッカーフラッグが表示される。
 - 2) セーフティカー活動中にレースが終了する場合、セーフティカー先導のまま、コントロールラインを通過し、チェッカーフラッグを受けるものとする。
2. 順位認定
 - 1) 優勝者は定められた周回数を完走して最初にコース上のコントロールラインを通過した車両とする。
 - 2) 優勝者以外の順位は、ピットレーンでなくコース上のコントロールラインでチェッカーを受けた完走者の中から周回数の多い順に決定され、同周回数の場合はコントロールラインの通過順位とする。

第34条 無線機器

1. 競技車両のドライバーとピットクルー・チームスタッフ間のトランシーバー・携帯電話等を含めた無線機器での通話は認められるが、参加受付、書類検査までに書面にてオーガナイザーに申請し、走行前車両検査時に、車両及びドライバー装備品への取付け状態、使用方法について技術委員長の許可を必要とする。
2. 場内で使用される無線通信機器類は、日本国内の電波法に適合するものに限られ、参加受付、書類検査までに書面にてオーガナイザーに申請し、許可を得るものとする。
3. 許可を受けた後の周波数変更等は再度申請が必要となり、許可無く行った場合には失格の対象となる。さらに、この届出内容に逸脱し、電波法違反で取締りを受けた競技参加者に対しては、失格の罰則が課せられる。また、C1はチームが使用している無線の周波数を把握すると同時に、場合によっては興行の一部として無線内容を観客やテレビ放映時に一部公開出来る権利を有する。

第35条 大会期間中の禁止作業

当該大会期間中の車両交換は、いかなる場合も認められない。

第36条 タイヤ運用

1. 公式予選、決勝を通じて使用出来るタイヤは4セット(16本)までに制限され、走行前車両検査時に、使用するタイヤにマーキングが施される。新品タイヤを推奨する。天候や路面状況の変化も見越しタイヤを準備、マーキング登録のこ。と。
2. 走行前車両検査時に施されたタイヤのマーキングは、当該大会終了時まで保存しなければならない。なお、大会期間中、当該大会でマーキングされたタイヤの提示を求める場合があり、その場合は指示に従うこと。
3. 走行前車両検査にてマーキングが施されたタイヤを交換することはできない。
4. タイヤの裏組み(左右を逆に組み直す)は禁止され、タイヤマーキングは車両外側に向くようにすること。また、タイヤメーカーの指定(回転方向/外側/内側等)がある場合には従うこととする。なお、競技中は機材および道具(水・氷含む)等を用いて、タイヤを冷却することは禁止する。機材および道具(タイヤウォーマー等)を用いてタイヤを温めることも禁止する。ただし、タイヤのクリーニングは可とする。

第37条 燃料、その他の動力源

1. 燃料(ガソリン、ディーゼル、バイオ燃料、水素等)
保安基準に適合する限り、選択は自由とする。
ガソリン、ディーゼルは、第1パドック内ガソリンスタンドにて供給し、ピット内貯蔵は金属製タンクにて200L未満とする。
他の燃料は第1パドック内指定場所にて供給する。
2. 電気
第1パドック内のC1(株)指定の充電スタンド、充電車両より供給する。

第38条 エアバッグコンピューター

走行前車両検査開始前までには、エアバッグコンピューターが付いている場合は、エアバッグコンピューターのコネクターを取り外しておくこと。また、競技中も常にその状態を維持していなければならない。なお、公道走行チェック時には必ず当コネクターを接続しておくこと。

第39条 走行前車両検査

1. 走行前車両検査に合格した車両は、いかなる改造(加工・交換・追加・変更)も認められない。また、使用や事故による摩耗や損傷した部品の交換(修復)は当該大会技術委員長長の許可を受けた上で行う事とする。その際、当該車両は再車両検査により承認を得なければならない。その際の再車両検査費用は、チームより、オーガナイザーへ支払うこととする。
2. 走行前車両検査を受けて以降、走行後車両検査(入賞車両に関しては入賞車両検査)を受けるまで競技車両を当該サーキットの場外へ持ち出すことは認められない。また当該大会期間中にリタイヤした場合も、リタイヤ届の受理後に特別に走行後車両検査を受けなければ場外への持ち出しは認められない。
3. 当該大会技術委員長もしくはテクニカルディレクターが必要と判断した場合、当該車両に装着した部品の提出を求めることがある。その場合、指示に従って部品を提出しなければならない。なお、提出された部品は基本的に返却されるが、C1(株)より代替品を貸与・提供する場合がある。
4. オーガナイザーおよびC1(株)は、走行後車両検査および部品提出に伴う作業費用を一切、負担しない。

第40条 臨時車両検査

当該大会技術委員長もしくはC1(株)テクニカルディレクターが必要と判断した場合、走行前車両検査とは別に臨時車両検査を行う場合があり、当該車両に装着された部品の提出を求めることがある。その場合、指示に従って部品を提出しなければならない。これに従わない場合は、第10条2の車両規定違反とみなす。提出された部品は基本的に返却されるが、C1(株)より代替品を貸与・提供する場合がある。また、C1(株)は、部品提出に伴う作業費用を一切、負担しない。

第41条 車両保管

1. 競技車両は、予選・決勝終了後に競技役員もしくはC1(株)により車両保管される場合がある。
2. 車両保管中に保管場所から持ち出すことが認められるのは、リペアエリア整備申請を技術委員長もしくはテクニカルディレクターが承認した場合のみとする。また、その申請を出来るのは、競技中の接触等により著しく車両を破損した場合のみとする。

第42条 車両整備

1. 大会期間中に認められない車両整備は以下のとおりとする。
 - 1) 走行前車両検査時に取り付けられていたパーツの取り外し
 - 2) 走行前車両検査時になかったパーツの取り付け
2. ただし、リペアエリア整備申請により技術委員長もしくはテクニカルディレクターが承認した場合はこの限りではない。

第43条 リペアエリア整備

1. 競技中の接触等により著しく車両を破損した場合や車両に安全上の問題を抱え大会期間中に認められる車両整備以外の作業を行いたい場合は、リペアエリア整備申請により、作業を行うことが出来る。但し、リペアエリア整備申請を、大会技術委員長もしくはテクニカルディレクターが承認した場合に限られる。
2. リペアエリア整備申請の受付期限は下記とする。
 - 1) 競技中の接触等により著しく車両を破損した場合は、各セッション終了後1時間以内。
 - 2) 車両に安全上の問題を抱え大会期間中に認められる車両整備以外の作業を行いたい場合は、車両保管が無い場合は各セッション終了後1時間以内、車両保管がなされた場合は車両保管解除後1時間以内。

3. 作業を行う場合は、C1(株)が指定するリペアエリアにて、競技役員およびC1(株)スタッフ立ち合いのもと、作業を行うこと。

第44条 走行後車両検査

1. レース終了後、全ての参加車両に対して、一般公道における安全な運行が可能であることを確認する為の走行後車両検査が義務付けられる。
2. 走行後車両検査は、当該大会オーガナイザーが指定する時間・場所に於いて、競技役員立会のもと、C1(株)が指定した検査員が実施する。各参加者は検査開始から60分以内にチェック準備を整え、待機エリアに車両を移動しなければならない。なお、車両破損等の影響により移動ができない場合は、C1(株)スタッフに申告すること。
3. 検査項目・検査箇所は以下のとおりとする：

1) 車体外板	6) 動力伝達装置	11) 警音器・窓拭器・
2) かじ取り装置	7) 電気装置	洗浄液噴射装置
3) 制動装置	8) 原動機	12) 競技走行において
4) 走行装置	9) 排気系	異常が認められた箇所
5) 緩衝装置	10) 灯火装置・方向指示器	
4. 検査内容はJAF指定の「自動車登録番号標付車両によるレース終了後の車両検査票」に従う。ただし、下記検査内容を追加する。
最低地上高(9cm以上)

第45条 賞典

1. 賞典

各クラスの賞典は下記の通りとするが、**出場チーム数や観客数が少ない場合等に、下表赤字の賞典額は減じる場合がある。賞典金額の状況は、C1公式ウェブサイトにて順次公開する。**

クラス	分類	順位	金額(千円)	
C2	走行	優勝	4,000	
		2位	1,200	
		3位	400	
	人気投票	1位	200	
		2位	60	
		3位	20	
C3	走行	優勝	2,000	
		2位	600	
		3位	200	
	人気投票	1位	100	
	C4	走行	優勝	400
			2位	120
3位			40	
人気投票		1位	20	

2. 不可抗力によるレース中止の場合の取り扱い

- 1) 先頭車両が2周回を完了する前にレースが中止された場合レースは成立せず、賞典は与えられない。
- 2) 先頭車両が2周回以上を完了し、かつ走行距離がレース距離の75%未満でレースが中止された場合、レースは成立順位ポイントと賞典は半分が与えられる。
- 3) 先頭車両がレース距離の75%以上を完了した後にレースが中止された場合、レースは成立し、賞典は全て与えられる。

3. 賞典授与の場所は、コントロールタワー1F受付会場、日時は、2022年12月11日(日)とする。

4. 賞典受領チームの義務

- 1) C2/C3/C4各クラスの賞典対象のチームはC1(株)の費用負担のもと、入賞車両検査を受けなければならない。また、当該検査にて違反が認められた場合は、当該車両の入賞は取り消しとなり、次順位車両が繰り上がり入賞となる。
- 2) C2/C3/C4各クラスで優勝したチームは、写真撮影、サイン、等、スポンサー向けサービスの提供に協力のこと。

第46条 入賞車両検査

1. 当該大会技術委員長もしくはテクニカルディレクターが必要と判断した場合、当該車両に装着した部品の提出を求めることがある。その場合、指示に従って部品を提出しなければならない。なお、提出された部品は基本的に返却されるが、C1(株)より代替品を貸与・提供する場合がある。
2. オーガナイザーおよびC1(株)は、走行後車両検査および部品提出に伴う作業費用を一切、負担しない。

第47条 プロモーション協力

参加者および参加者に帰属する全ての者(ドライバー、スポンサー含む)は本イベントにおける自己の氏名、写真、映像、音声、活動の記録等(それらを含むがそれらに限らない)の肖像権をC1(株)に預託し、C1(株)が当該肖像権を使用して商品化することを承諾する。ただしC1(株)は特定の肖像のみを対象に商品化することは原則として行わず、例外的にある場合は、C1(株)は対象者に対して事前許可を得ることとする。

第48条 本規定に記載されていない項目

本規定に記載されていない全ての項目は、公式通知により示される。なお、本規定の変更や解釈は、公式通知としてC1公式ウェブサイトにて公示される。

以上

C1 2022 車両規定

第1条 基本理念

本レースは本車両規定と2022年JAF国内競技車両規則(以下、JAF車両規則)第3編第7章「スピードB車両規定」に則った車両で行われ、本規定で定められていない項目については、同規則第5章「スピードSA車両規定」に従っていなくてはならない。また、道路運送車両の保安基準に適合した有効な自動車検査証を有し、本競技規定・車両規定に定められていない項目は、競技中においても保安基準に合致する状態でなくてはならない。

第2条 安全規定

改造および付加物の取り付けなどにより当該大会技術委員長が安全ではない車両と判断した場合、その指示に従わなければならない。

1. 安全ベルト

- 1) フルハーネスタイプかつ6点式のFIA公認安全ベルトの使用を義務付ける。
- 2) ラベルに表示されている使用期限の過ぎたものやストラップ、構成部品等に異常があるものは使用してはならない。また、万一事故によりシートベルトに強い衝撃を受けた場合ストラップ、構成部品等の外観に異常が無くても使用してはならない。
- 3) 取り付けに関してはJAF車両規則第4編細則「ラリー競技およびスピード行事競技における安全ベルトに関する指導要綱」の条件を満たす事。
- 4) 6点式の安全ベルトは競技中以外の装着は許されない。したがって、それ以外の通常走行時は既設の安全ベルトを装着すること。

2. 消火器

消火器を装着のこと。ただし、取り付ける場合はJAF車両規則第3編1章9条9.1.1に従うこと。

3. ロールケージ

スピードSA車両規定に則った取り付け方法で、各クラス毎に以下の形式とする。

1) C2クラス

9点以上、8点式に加えて、本体平行バーを設置のこと。

2) C3クラス、C4クラス

8点以上、以下の位置には少なくともバーを設置のこと



・フロントサイドバー

なお、乗員保護の為に頭部等に接触する恐れのあるロールケージの部位は緩衝材で覆われていなくてはならない。ロールケージの全溶接部位について、溶接線全周の見える写真をC1(株)へ送付し承認を受けること。

4. イグニッションスイッチ

イグニッションスイッチはその位置が確認出来るよう黄色で明示しなければならない。

5. 牽引用穴あきブラケット

JAF車両規則第3編スピード車両規定第9条共通安全規定9.2に従い装着のこと。ただし、一般公道では使用しないこと。また、リア側の取付位置は車体左側とする。

6. 車体トランク

トランクダンパーは取り外すか、オイルおよびガスを抜く事により差動しないようにしなくてはならない。

7. フロアマット

フロアマットは、取り外さなくてはならない。

第3条 改造規定

1. 本車両規定第1条に合致する限り、改造は自由とする。第2条安全規定に記載の部品については、改造不可とする。
2. C1 2022競技規定**第14条**に則り、「パーツコストリスト」にてC1(株)の承認を受けた改造以外は不可とする。
C2クラスに出場する車両の「パーツコストリスト」合計金額は、10百万円(税込)を限度とする。
C3クラスに出場する車両の「パーツコストリスト」合計金額は、5百万円(税込)を限度とする。
C4クラスに出場する車両の「パーツコストリスト」合計金額は、1百万円(税込)を限度とする。
金額の定義はC1(株)の発行するパーツコストリストにて定義する。
3. ただし、ダイアグシステム(故障診断システム)において異常と判断される状態であってはならない。

第4条 タイヤ

タイヤメーカーの市販カタログ品のみとし、参加車両の最高速度、出場クラスの走行距離等を踏まえ、十分な負荷能力を持つタイヤを選定すること。新品・中古に関わらず、使用可とするが、安全上の観点から、可能な限り新品タイヤの使用を推奨する。タイヤに対する改造、ウォームアップ、クールダウン、溶剤塗布等は認められない。

第5条 車体内部

1. 身体障害者用操作装置
身体障害者用操作装置を装着する事が出来る。ただし、健常者の使用は認められない。
2. 無線通信機器
場内で使用される無線通信機器類は、日本国内の電波法に適合するものに限られ、無線機器はドライバーがステアリングを離すことなく操作が出来るよう、車両に固定する等対策のこと。
3. データロガー
装着を強く推奨する。ステアリング舵角、アクセル開度、ブレーキ踏力は少なくとも検知記録できるものとする。また、C1(株)より指示があった場合、データロガーのデータを提出しなければならない。
4. ドライブレコーダー
参加車両は下記の要件を満たすドライブレコーダー装着を強く推奨する。ドライブレコーダー装着においては、走行中の振動が記録動画に過剰な影響を及ぼさない様、努めなければならない。公式車両検査・再車両検査及び車両保管中は電源OFFにすること。また、C1(株)より指示があった場合、ドライブレコーダーのデータを提出しなければならない。

カメラ要件：

- 1) カメラ搭載数：2台(フロントカメラ+リアカメラ)
- 2) 画角：対角130度以上(フロントカメラは360度カメラ推奨)
- 3) 画素数：1920×1080 以上
- 4) その他：事故発生(衝撃検知)前後、10秒以上の動画が保存されるもの

取付位置：

- 1) フロントカメラ：ロールケージ上部、水平バーの中央に固定(固定方法について追記予定)
- 2) リアカメラ：後方車両が確認出来る様に固定(画角は路面と平行になる様に取り付けること)。取付位置は、ナンバープレート凹部のゼッケンを遮らない位置を推奨。

5. クール・アンダーウェア用冷却システム

クール・アンダーウェアを使用する場合、これを伴う冷却システムを搭載することが認められる。ただし、確実に取り付けること。

以上